

八、本議事録は開催日より三ヶ月以内に提出する旨の記載

大、中野村自治法第十一條の規定により、會議事件説明のため出席

しに者は次の通りである

村長 中野村春勝 賦役課長 山谷喜

助役 畠屋義徳 経済課長 澤政一

收入役 中野村春松 土地課長 東江良徳

八、本會議の書記は次の通りである

書記長 松川山義 書記 黒屋 敏

八、會議事件は次の通りである

次議案第一号 対日平和條約締結時の米軍使用による土地等の損害

補償並びに米軍人軍属による生命の喪失、身体の傷害に

対する補償に関する請願次議について

次議案第二号 対日平和條約より損害補償問題解決協力方要
請に関する次議について

議案第三号 宜野湾村委員会條例の一部を改訂する條例について

議案第四号 一九四九年度宜野湾村税金収支並加更正予算について

議案第五号 宜野湾村職員定数条例の一部を改訂する條例について

議案第六号 宜野湾村退職金支給条例の一部を改訂する條例について

議案第七号 宜野湾村住民登録施行条例について

議案第八号 宜野湾村育英会條例について

議案第九号 宜野湾村育英資金貸与條例について

陳情第一号 郡守計画事業の村移管事情について

陳情第二号 排水施設の施行方陳情について

陳情第三号 補助金交付方陳情について

九. 議事日程は次の通りである。
日程第一 次議案第一号
日程第二 次議案第二号
日程第三 議案第三号
日程第四 議案第四号
日程第五 議案第五号
日程第六 議案第六号
日程第七 議案第七号
日程第八 議案第八号
日程第九 議案第九号
日程第十 陳情第一号
日程第十一 陳情第二号
日程第十二 陳情第三号

10. 廉議の題末

議長	出席十九名であります。よって市町村自治法第廿二条の規定により、議会が成立致しました。唯今判事第一回會野澤村議会定例会を開会致します(午前十時四十分)
"	日程についてお詫び致します。日程日別紙プリントの通りであります。一般質問と日程に細んで要小との詫びがあります。然が、著色の定例会の場合には、一般質問をすることは妥当なことです。大月定期会は一年を通じの予算議会であるので、
"	日程第十一陳情第一号 年和財團設立アトリエ建設補助申請に關する陳情につきでは、前日程に細んではありますがあつて取扱が來ておりませんで、取扱願ひます。

九 番	一般質問を申し込んだ者にて、疑問を持つものであります。
日	ガラス張りの中の運営を持て議会であれば、妥当が妥当である。
日	この点ははどうかと思う。
吉	執行を委託しないにしても、どうあっても分かるからいい。又開
日	書類を未だどうあつても、南長はどこが決まりある。
日	議員に携わらず、五九員、会議規則など条にちあるので、二つ
日	どうかとは当らうかと思う。
議 長	暫休憩致します(午前十時五十分)
"	再開致します(午前十一時五十分)
"	玄田宣治閣僚に於いて、書面で今日大時計にて提出
日	動かにします。
"	会議録署名議員の決定方法についてお詫び致します。
"	会議録署名議員は議長指名で良いでせうか?
会 員	異議あらへどか
議 長	御異議あらへますのでありますので、会議録署名議員の次 遂に議長指名を致します。
九 番	米須清祐 十二番 中尾幸助
"	同議員と会議録署名議員との決定を致します。
"	会期に關係するお詫び致します。
一六 番	議案を除いて、一般質問をあたかじて、本会期を十日間にし た。
八 番	今議案からして、もう時間はかかるかと思う。一般質問 がどの程度時間要するかは知らないが、本会期を五日 間で済ませるかと思う。

八番	八番議員に賛成の人も居て、難問を挙げても大抵は了
九番	議案を下すまでの時間が3か月もかかると思っていて、八番議員の立場上に賛成であります。
議長	唯片や八番、十一番議員の方、八番議員に賛成の意見があ りますが、五日間に御裏議到りません。 議長おられますが、 七日御裏議が5つありますので、本会期を二月一日 まで(五日間)と決議を致します。
議長	暫休憩を以て(午前十一時四十分) 午前致します(午前十一時五十分)
"	日程第一、次議案第一項に対する和解勧告の米軍使用 による土地等の損害補償並びに米軍人員腐にによる生財の喪失 身体の傷害に対する補償に関する請願決議についても 工控致します。
"	提出者が議長におかれますので副議長と交代致します。
副議長	では議長に議長おいか議事と連絡を取らせて貰います 、書記をして朗読せられます。 、提案者の御説明をお願い致します。
八番	損害補償については、東京裁判があり、補償獲得にあたっては 日本政府と折衝されておりますが、見解合意には出来ないと。 最近日本人代表者は米国政府に派遣しようとした時、 琉球政府を含め、米国に派遣するには、持つて是れ と、インディゴ社を通じて米国政府と折衝をさせたから

一〇番	が現地の代表については知念朝功代を以て、検討をしてから、
一一番	それが解じて日本政府がそれを承り、米国政府がそれを承り、
一二番	諸同委員会では、この問題を各市町村で取り上げて、決議しておれることで、本村でも出来ますれば、早急に決議しておらひたいので提案して次第であります。
副議長	以上提案者の御説明がありましたが、この事件に対して御意見を願います。
八番	日本政府からの見舞金と同じようぢやないですか?
九番	あの当時判は、よくあつてあります。
八二番	該当しあひやのが取つてあり、又該当するかが取つてあると云ふ事もあつたが、その裏調査されたりといひが、
二〇番	該金については权限外であつたので、調査はしておられない様用
八三番	損失補償とはどんちもあつた。例へば終戦当時に部落に帰した人の場合どうかつて居るが、
二四番	之が卫生不良からか、旅に間にようく願ひます。
副議長	暫休得致します(午後十時半分)
二五番	角闘致ります(午後十一時七分)
二六番	武道式に向う。死ぬ。身体傷害者がいるか。
二七番	輸輸譲の者で死んでゐる。(死ぬ者は四名、身体傷害者二名)
二八番	これを議決し、辨護士を頼んで、もう少し考へて置いた方が、それ
二九番	本題の立てないか、取り立たずだ。見舞金には日本政府と
三〇番	財政底の構成が市町村を助けて、そんなことはあるかと思う。
三一番	教育費はそれなりが、教育費が負担かどうか、調べてみれば説明
	願ひます。

△△ 番	私が貴に分ちあひが、要請、請願の事當かどうかは分ちあひが、 朝成企から葉文が事とわざをれたの件、國政府が日本へ送る。
△ 番	沖縄民政府と琉球政府と思つが、
△△ 番	日本琉球政府に訴ぐ事と願ひます。
△ 番	大眾と長つ語を入らぬ方が良いがどうか、
△△ 番	切望かと要な所が良いと思ひますので訴ぐ事と願ひます。
△ 番	1905年八月終戰から1906年四月を満たすが良いと思う
副議長	暫休懇意にます(午後六時四十分)
△△ 番	角開致します(午後六時五十分)
△ 番	本質問をさうやうでありますので、議論を新切つて良いですか。 議論かと呼ぶ事の通り。
△△ 番	御議論をさうやうでありますので、議論を折切つて討論に入ります。
△△ 番	先づりの問題について議論されて來ましたが、我等はこれを 獲得するに於ては、この趣旨に対して賛成するものであつます。
副議長	外に要つた意見はありますかんか。
△△ 負	議論を以て唱う。(1906年8月)
副議長	御議論をさうやうでありますので、全般一致で次議案第 △△ 請願決議案を承認します。
△△ 番	日程案第△△ 次議案第△△ 对日和亲約の損害賠償問題解 決の方を請け聞くの件の次議案についても上提致します。
△△ 番	書記より説明せしむる所の如きは、本件に於けるものと同様、 提案者の御説明を願ひます。
△△ 番	今先の次議案と趣旨は同じであります。

アーヴィング	アーヴィングが琉球政府に協力してから辯護士であり時 この人の獨裁活動に対する反対の要求がなされたのである。
クーリー	この人を激励する意味で、又その結果を琉球政府と琉 球立法院議長に送付せらるいたいと、勿論これは議 決した事なのである。
クーリー	日本は他の二名の議員の石垣連れて良いと思うが
クーリー	唯この意見は良い意見だとと思う。米国内の演説に知す ておいても良い。又自由党連のボルドウイン、日本議員 の意見もあり年々ですが、これは直接日本から送付する のが良いと思ふ。
副議長	外の質疑がどうでありますか。質疑を打切り良 いと踏み取れます。日本議員の意見は、沖縄に 議論として呼ぶのがあり。
クーリー	日本御議論がどうでありますか。質疑を打切り 討論に入ります。
クーリー	補償問題を獲得するには、米国での優秀な辯護士に 質疑をするのが良いと思ひますので、今後もが頼ります
副議長	と書く意味で、又自由党連のボルドウイン氏が沖縄に これに協力した方であつて、日本議員にも、お願ひの次 議を年々はもう一度良いと思ひますので、原案通り 賛成致します。
全員	議論として呼ぶ
副議長	日本御議論がどうでありますか。全会一致で次 議第の原案を原案通り承認するに決定致します。

アーヴィング	アーヴィング、ヘンリイ・ヘンリイ・ヘンリイが訴訟に協力してハラブ津護士であり時 この人の協力で済事にまつた、訴訟の要求がふくれましたのであり。
クーリー	この人を激励する意味で、又その結果を琉球政府と琉 球立法院議長に送付せよからいたいと、勿論これは議 決は大変な心事である。
クーリー	日本系の在外の三名の議員の名を連ねて良いと思うが
クーリー	唯序の意見は良い意見だとと思う。米国内の通説に知す る意味においても良い。又自由党連のボーリドウイン、日本議員 に対する意見もヨリヨリ好いが、これは直接日本から送付する のが良いと思ふ。
副議長	外の質疑がちいさうであります。質疑を打切つて良 いが躊躇り致ります。
クーリー	外の御質議があつたのであります。外の御質疑を折切り に訂正に入ります。
クーリー	補償問題を獲得するには、米国での優秀な3弁護士に お頼りする方が良いと思ふとす。今後もお頼ります
副議長	と言ふ意味で、又自由党連のボーリドウイン氏を沖縄に おいて協力して貰ひたい。日本議員にも、お頼りの決 議をまとめて、前へ向かって思ふとす。それで原案通り 賛成致します。に深説へおいで、意見提出下さいます。
全員	議決を以て呼ぶ
副議長	外の御質議があつたのであります。全会一致で決 議を原案通り、決議するに決意致しました。

副議長	暫休憩致レヨス(午後一時一分) おひるは休憩せられず
議長	再開致レヨス(午後一時三分) の際致ハ本会議の事務
"	一時過ぎてカリヨスセ 中食を終てから次回日程に入リ ニセに致レヨス午後は二時三時より再開すニセニキス
"	暫休憩致レヨス(午後一時五分) 再開致レヨス(午後二時)
◎ 営業	一応全議案を上掲して時間があれば質疑をすると言ふニセ シテ在にしよりどうかと思ひますが、
	要議事と呼ばれたり
"	御要議がかりオカセ易リヨスので、一応全議案を上掲 シテ後時間があれば質疑をすることに致レヨス。
◎ 議案	日程第三議案第七号を上掲致レヨス
"	提案者が前に述べておりますので副議長と文代致時
副議長	四番ノビ番議員の出席を報告す。
"	書記官は議案第七号の朗読せられま
"	提案者の御説明を願ひます。
◎ 番	總括的改ムの理由は意義案の理由で述べてあります。 各市町村の条例は五年頃に設立した事があり、全面 改ムの點もありますが、行政課の準備に付けて改ムシテ いた。準備がまだ出来て無いので、本村の場合は一部改 ムせざれどある。
	即ち本村の場合は四つの部局があり、四つの委員会がありべき
◎ 営業	私が四つの委員会を持つと、委員会活動にどうかと思ひで
副議長	三つの委員会を持つことにあらず、二つの委員会が四十五名にある
	又四つの委員会にありセ、二つの委員会が四十五名にある

副議長	かで委員会活動が弱体化するにあり、人員を増し段場
議長	合計小、二つの委員会に属しあれば出来ない二つに分る。 その委員会が同時に開かれると場合に活動に困るとしている 委員会に対して誤りあります。
	又他の二つの内、運営課は経済委員会に通すことをうなぐで 経済委員会に専められてゐる。
	○九条の二項(委員長及び副委員長)の次の(に)が入って「3が」(に) を消除しても本文には別に支障がないので消去してある。
	○十一条の二項、これはミスプリントではないかと思つて調べたが ミスプリントではない。これは議長に通知すべきではあるかと 思つて改訂した。
	○十一條(委員長)とある(委員会)があるべきだと思つて改訂。 十二条の二項は自治法の四十七条の規定があつたので、新しく 四条の規定を挿入した誤りあります。
	○十八條は公聴会の公示は対外的の問題であるので、議長 の名を公示すべきではないが、慣例としては、委員長名で 此条を二つも持つ。
	○十九條、二十三条と同じ精神からして改訂せざりを得ず 以下も外れ、説明を終り、質疑の場合に解答の取扱
副議長	議事は交代致します(説明が終らぬので)
議長	日程第4 議事録の承認と大年度道野澤村農業収出回 加東山千草へ個人モビ提致します。前にもらったと想 考記述化説明せんがゆき 提案者の御説明を頗るい致します。

村長	工の理由本承認事業の発達、住民登録法の施行、災害事業、重教課の人員増、補助金(遺族金)等やびうても追加してされば出來るかの件の提出いたが御了解です。
議長	日程第2議案第2号並野澤村貯貯金支給条例の一部を改訂する条例につきも主提致致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村長	議案の理由は議案に付す通りであります。思ひます。
議長	日程第2議案第3号並野澤村貯貯金支給条例の一部を改訂する条例案を上提出致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村長	切案件が議案に付す通りであります。
議長	日程第2議案第4号並野澤村住民登録施行条例をつけて主提致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村長	議案に付す理由の通りであります。請ねて有難いです。
議長	日程第2議案第5号並野澤村育英会条例案を上提出致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村長	議案の提案理由の通りであります。

議長	日程第1号 議案第1号 遠野渕村農業資金貸当条件について
"	お提致します。補助金(補助金)等をどうして有効化しますか。
"	書記をして朗誦せられます。
"	提案者の御説明を願います。
村長	遠野渕が営業あるいは事業をするには是種の農業の必要である。
議長	お詫び致ります。午後二時四時であります。継続して良
"	いからどうか。
"	異議なしと叶ふ旨の附り。
"	御異議がないようありますので、継続するに致
"	します。
"	暫休憩致ります(午後三時四十分)
"	再開致ります(午後三時五十分)
"	日程第1号 陳情第一号 都市計画事業の村移管陳情につきお提致します。
"	この陳情は昨年の十一月に受理してあります。臨時議会であり、又急を要する案件でありますので、本議会にて採決してあります。お東御了承願います。
"	書記をして朗誦せられます。
"	日程第1号 陳情第二号 排水施設の施行方陳情につきお提致します。
"	今日の直後で、航行場の入口で浸水し、それに排水溝がさかこむ心配排水施設をもつてある以上の陳情であります。
"	書記をして朗誦せられます。
"	日程第1号 陳情第三号 補助交付方陳情についてを上提致します。

